

## 和歌山大学教育学部規則

制 定 平成 5年 6月 8日

最終改正 令和 8年 5月 21日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学教育学部（以下「学部」という。）学生の履修等に関し、和歌山大学学則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 学部は、人間と教育に関する深い理解と、科学・芸術・文化に関する専門的知識にもとづき、教育実践力を高めることで、次代を担う子どもたちの成長と発達を支援していくことのできる高度な資質・能力をもった教員の養成を目的とする。

(課程、コース及び入学定員)

第2条 学部に置く課程及びコースは、次のとおりである。

学校教育教員養成課程

学校教育コース

支援教育コース

(授業科目及び単位数)

第3条 学部が設ける授業科目と単位数は、別に定める。

2 学部長は、教授会の議を経て臨時に授業科目の増減を行うことができる。

(授業)

第4条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第5条 (削除)

(履修方法及び最低履修単位数)

第6条 各コースにおける履修方法並びに卒業に要する最低履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(受講登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期始めの所定期間内に、受講科目を登録しなければならない。

2 受講登録外の科目については、受講しても単位を修得できない。

(単位取得判定の方法)

第8条 授業科目の単位取得の判定は、試験及び平素の学習成績の考査による。ただし、担当教員が特に認めた場合には、試験又は平素の学習成績の考査のいずれかによることができる。

(定期試験)

第9条 授業科目の単位修得判定のための試験は、各学期末の所定の期間内に行う。

2 定期試験の実施については、別に定める。

(追試験)

第10条 正当な理由により定期試験を受けられない者に対しては、追試験を行うことがある。この場合の願い出は、当該授業科目の試験開始前までとする。

第11条 (削除)

## 教育学部規則

(専攻決定)

第12条 学生は、1年次の3月末までに専攻を決定するものとする。

2 指導教員を決定するに当たっては、2年間に在学し、教育学部が指定する科目のすべてを含む64単位以上を修得しなければならない。なお、教育学部が指定する科目は次のとおりとする。

教養教育科目	英語	4単位
	(※大学以外の教育施設等における学修で認められた単位を含めることができる。)	
	スポーツ実習	2単位
	現代健康・スポーツ論	2単位
専門教育科目	教育学部基礎セミナー	1単位 (コース共通)
	教師のためのキャリアデザイン	1単位 (コース共通)
	教育実地研究Ⅰ	1単位 (コース共通)
	教育実地研究Ⅱ	1単位 (コース共通)

3 指導教員の決定に関しては、別に定める。

(卒業判定)

第13条 卒業の判定は、教授会の議を経て、学長が認定する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 教育学部規則(昭和27年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 平成4年度以前に入学した学生については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日一部改正)

- 1 この改正規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月5日一部改正)

- 1 この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年2月18日一部改正)

この改正規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月22日一部改正)

この改正規則は、平成13年6月22日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成17年1月26日一部改正：法人和歌山大学規程第367号)

- 1 この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第608号)

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月24日一部改正：法人和歌山大学規程第711号)

この改正規則は、平成20年1月24日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第790号）

- 1 この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に入学した学生については、改正後の第2条及び別表第1の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1364号）

- 1 この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に入学した学生のうち、この改正規則の施行の際現に在学する者については、改正後の別表第1の規定に関わらず、法人和歌山大学規程第790号による改正前の別表第1の教養科目の最低履修単位数を次の表のとおり読み替えて適用する。

課程及びコース等  科 目		学校教育教員養成課程				国際 文 程 課	自然 環 境 教 育 課	生涯学習 課	
		教育 科 学 ス		教 科 教 育 コ ー ス				生 活 ・ 健 康 支 援	芸 術 文 化
		教育 学	障 害 児 学	小 一 十 中 一	小 一 十 中 一				
			教 育 学						
教 養 科 目	教 養			14	14	22	22	22	
	保 健 体 育	講 義		2	2	2	2	2	
		実 技		2	2	2	2	2	
	外 国 語	語 学 1		8	8	8	8	8	
		語 学 2		4	4	8	…	4	
小計			16	16	20	12	16		

附 則（平成27年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第1642号）

- 1 この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に入学した学生及び平成27年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、改正後の第11条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1680号）

この改正規則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1734号）

- 1 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生及び平成28年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2111号）

- 1 この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した学生及び平成31年3月31日以前に入学した学

## 教育学部規則

生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2186号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2276号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2592号）

- 1 この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した学生及び令和5年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2869号）

この改正規則は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年5月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2960号）

この改正規則は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 別表第1

## 履修方法

## 1 卒業に要する最低履修単位数

科目		課程、コース等	学校教育教員養成課程	
			学校教育コース	支援教育コース
			小一	小一＋特支一
教養教育科目			25	
専門 教育 科目	コース共通		8	4
	教科共通		30	
	教職共通		30	
	特別支援教育		—	27
	専攻専門		24	6
	小計		92	97
自由選択			7	2
卒業業績			8	
合計			132	

## 2 必修科目等、履修の詳細については、「履修手引」に記載する。